

「治山林道事業留意事項の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="338 371 837 424">治山林道事業留意事項</p> <p data-bbox="495 1023 721 1066"><u>令和元</u>年 7 月</p> <p data-bbox="300 1265 925 1305">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1377 371 1877 424">治山林道事業留意事項</p> <p data-bbox="1518 1023 1767 1066"><u>平成 30</u>年 7 月</p> <p data-bbox="1337 1265 1962 1305">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

共 通 事 項

1. 設計歩掛適用基準
2. 治山林道における流量計算
3. 参考資料

共 通 事 項

1. 設計歩掛適用基準
2. 参考資料
3. 治山林道における流量計算

(1) 設計における数値基準について

1. 治山林道事業の設計積算数値基準

治山林道必携（設計積算編）－ 森林整備保全事業設計積算要領による。

2. 施設災害復旧事業の設計積算数値基準

治山必携（災害編）－ 施設災害（参考基準等）による。

【通知文】 20 高治林 第 585 号 平成 20 年 10 月 14 日通知

20 高治林 第 608 号 平成 20 年 10 月 24 日通知

(2) 諸雑費及び端数処理について

(略)

(3) 共通仮設費及び現場管理費の補正

(略)

(4) 近接工事の諸経費等の取扱い要領

(略)

(5) 積み上げ運搬費について

1. 運搬費の積算

建設機械の運搬、架設材及び器材の運搬にかかる積算は、「高知県土木部・積算の手引き」を適用すること。

(新設)

(1) 諸雑費及び端数処理について

(略)

(2) 共通仮設費及び現場管理費の補正

(略)

(3) 近接工事の諸経費等の取扱い要領

(略)

(4) 積み上げ運搬費について

① 運搬費の積算

(1) 建設機械の運搬、架設材及び器材の運搬にかかる積算は、土木工事標準積算基準書の運用を適用すること。

(6) 市場単価

(略)

(7) 建設機械賃料

機械賃料の単価の計上については、建設物価（土木コスト情報）を採用し、その中で機械市場価格の下欄にある価格適用2の値引き分を引き、有効桁数4位を四捨五入3位止めした価格を適用する。（土木部と共通）

例 発動発電機（ディーゼル 5KVA）

市場価格	値引きした率	4位四捨五入	適用価格
2,200円	× 0.85	= 1,870円	= 1,870円

また、建設機械クローラクレーンの賃料については、月単位になっていますので、月単価割る保証日数で、有効桁数4位四捨五入し1日当たり単価を計上する。（土木部と共通）

例 クローラクレーン（4.9 t吊）

市場価格（月単位）	保証日数	4位四捨五入	適用価格
873,000円	÷ 24	= 36,375円	= 36,400円

(8) 機械損料の割増計算

(略)

(9) 大型ブレーカの損料割増について

(略)

(5) 市場単価

(略)

(新設)

機械賃料の単価の計上については、建設物価（土木コスト情報）を採用し、その中で機械市場価格の下欄にある価格適用2の値引き分を引き、有効桁数4位を四捨五入3位止めした価格を適用する。（土木部と共通）

例 発動発電機（ディーゼル 5KVA）

市場価格	値引きした率	4位四捨五入	適用価格
2,200円	× 0.85	= 1,870円	= 1,870円

また、建設機械クローラクレーンの賃料については、月単位になっていますので、月単価割る保証日数で、有効桁数4位四捨五入し1日当たり単価を計上する。（土木部と共通）

例 クローラクレーン（4.9 t吊）

市場価格（月単位）	保証日数	4位四捨五入	適用価格
873,000円	÷ 24	= 36,375円	= 36,400円

(6) 機械損料の割増計算

(略)

(7) 大型ブレーカの損料割増について

(略)

(10) 取壊し歩掛の低減

構造物の取壊しでコンクリート殻の径 30cm 程度に破碎しない場合は、標準歩掛を低減する。

コンクリート 50%掛

ブロック 30%掛

(11) 土工関係（治山・林道共通）

1) ～2) (略)

3) 土量変化率

林道事業における切盛計画においては、森林整備保全事業標準歩掛共通工 1-1-2 に記載されている土量変化率を適用する。

(12) 排出ガス対策型機械の適用について

排出ガス対策型建設機械の使用については、「高知県土木部・積算の手引き・排出ガス対策型建設機械について」及び、「排出ガス対策型建設機械の使用について」（26 高治林第 856 号 平成 26 年 12 月 26 日通知）に基づき適用する。

(13) 木製型枠及び木製残存型枠について

(略)

(削る。)

(新設)

(8) 土工関係（治山・林道共通）

1) ～2) (略)

3) 土量変化率

林道事業における切盛計画においては、森林整備保全事業標準歩掛共通工 1-1-2 に記載されている土量変化率は適用しない。

(9) 排出ガス対策型機械の適用について

排出ガス対策型建設機械の使用については、「高知県土木部・土木工事標準積算基準書の運用・排出ガス対策型建設機械について」及び、「排出ガス対策型建設機械の使用について」（26 高治林第 856 号 平成 26 年 12 月 26 日通知）に基づき適用する。

(10) 木製型枠及び木製残存型枠について

(略)

(11) 数値基準について

20 高治林 第 585 号 平成 20 年 10 月 14 日通知及び

20 高治林 第 608 号 平成 20 年 10 月 24 日通知による。

(14) 治山林道工事におけるアンカー引抜試験について

必要に応じて設計積算するものとし、治山林道必携（委託業務設計積算編）**地質調査標準歩掛 3-6**を準用する。但し、労務費は下記のとおり読替えて計上すること。

- ・地質調査技師 → 世話役（一般）
- ・主任地質調査員 → 特殊作業員
- ・地質調査員 → 運転手（一般）
- ・凶工 → 普通作業員

(15) 植生ネット工について

(略)

(16) 土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について

(略)

(17) 治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて

(略)

(12) 治山林道工事におけるアンカー引抜試験について

必要に応じて設計積算するものとし、治山林道必携（委託業務設計積算編）**治山事業調査等標準歩掛 1-2-1-6**を準用する。但し、労務費は下記のとおり読替えて計上すること。

- ・調査技師 → 世話役（一般）
- ・主任調査員 → 特殊作業員
- ・調査員 → 運転手（一般）
- ・凶工 → 普通作業員

(13) 植生ネット工について

(略)

(14) 土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について

(略)

(15) 治山林道事業で発生する根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて

(略)

2. 治山林道における流量計算

- 1 治山林道における降雨強度の算出について
- 2 林道排水管の断面計算について
- 3 治山ダム等の放水路断面計算について

3. 治山林道における流量計算

- 1 治山林道における降雨強度の算出について
- 2 林道排水管の断面計算について
- 3 治山ダム等の放水路断面計算について

1 (略)

2 林道排水管の断面計算について
(略)

【 参 考 】 治山林道共通

粗度係数

コルゲート円形Ⅰ形	=0.024 (技術基準)
コルゲート円形Ⅱ形	=0.033 (技術基準)
コルゲートフリュームA・B・C・D形	=0.024 (カタログ)
コンクリートヒューム管	=0.013 (技術基準)
ボックスカルバート工場製品	= <u>0.013</u> (カタログ)
ボックスカルバート現場施工	= <u>0.015</u> (技術基準中間値)

3 (略)

1 (略)

2 林道排水管の断面計算について
(略)

【 参 考 】 治山林道共通

粗度係数

コルゲート円形Ⅰ形	=0.024 (技術基準)
コルゲート円形Ⅱ形	=0.033 (技術基準)
コルゲートフリュームA・B・C・D形	=0.024 (カタログ)
コンクリートヒューム管	=0.013 (技術基準)
ボックスカルバート工場製品	= <u>0.014</u> (カタログ)
ボックスカルバート現場施工	= <u>0.016</u> (技術基準中間値)

3 (略)

3. 参 考 資 料

2. 参 考 資 料

1. 設計変更事前協議書について

(1) 協議対象

- ・本課契約における工事の内容変更（主に18条・19条）が必要な場合。
ただし、変更部分が工法的にも簡易であり、また、その数量も軽微なものと認められるものは、事前協議を省略することができる。

(2)・(3) (略)

(削る。)

1. 設計変更事前協議書について

(1) 協議対象

- ・本課契約における工事の内容変更（主に18条・19条）が必要な場合。
(追加)

(2)・(3) (略)

2. 検査関係書類の記載等について

(1) 事務所で行う中間検査の検査命令について

別紙様式により検査命令を取る。

(削る。)

2. 高知県内観測所の平年値（年平均気温、年降水量）及び極地

(略)

別紙様式										
中間検査命令書										
平成 年 月 日										
下記工事の検査を命ずる。										
(検査職員職氏名)										
(検査命令者職氏名)										
印										
記										
工 事 名										
工 事 番 号									第	号
工 事 場 所										
工 期	自	平成	年	月	日					
	至	平成	年	月	日					
請 負 代 金 額										
請 負 人										
契 約 年 月 日		平成	年	月	日					

3. 高知県内観測所の平年値（年平均気温、年降水量）及び極地

(略)

治山事業

(略)

1. 治山設計歩掛適用基準

1～3 (略)

4 コンクリート工

1～2 (略)

3. コンクリートポンプ車打設について

1) コンクリートポンプ車の設計日打設量

主要構造物（間詰等を除くもの）を、1日打設リフト1.5mで打設するとし、総打設回数で、総ボリュームを割り算したものを、設計日打設量とする。

ただし、伸縮継目がある場合は、打設割付けを行い設計日打設量を決定する。

治山ダム工等の間詰工については、日打設量を別途に算出して単価を作成し、コンクリートの割増しは6.0%とする。（養生についても小型を適用する）

2)・3) (略)

5～7 (略)

8 足場工

1 治山ダムの足場について

治山ダム（コンクリート、鋼製自在枠）については、キャットウォークを適用。

ただし、木製残置型枠等を使用する場合は、単管傾斜足場を適用できるものとする。

※ 設計図書への計上方法

$L = \text{表面積（直面積）} \div 1.8 \times 2$ （裏表）小数点以下切り捨て整数止め

図 (略)

治山事業

(略)

1. 治山設計歩掛適用基準

1～3 (略)

4 コンクリート工

1～2 (略)

3. コンクリートポンプ車打設について

1) コンクリートポンプ車の設計日打設量

主要構造物（間詰等を除くもの）を、1日打設リフト1.5mで打設するとし、総打設回数で、総ボリュームを割り算したものを、設計日打設量とする。

治山ダム工等の間詰工については、日打設量を別途に算出して単価を作成し、コンクリートの割増しは6.0%とする。（養生についても小型を適用する）

2)・3) (略)

5～7 (略)

8 足場工

1 治山ダムの足場について

治山ダム（コンクリート、鋼製自在枠）については、キャットウォークを適用。

※ 設計図書への計上方法

$L = \text{表面積（直面積）} \div 1.8 \times 2$ （裏表）小数点以下切り捨て整数止め

図 (略)

2 土留工・護岸工・流路工等

土留工（自在枠、方格枠含む）護岸工・流路工等についてはキャットウォークを適用。

ただし、木製残置型枠等を使用する場合は、単管傾斜足場を適用できるものとする。

（略）

9～11 （略）

2 土留工・護岸工・流路工等

土留工（自在枠、方格枠含む）護岸工・流路工等についてはキャットウォークを適用。

（略）

9～11 （略）

2. 土工

1 バックホウ規格の選定

2 転石破碎

(削る。)

3 岩盤清掃歩掛の適用について

4 掘削余堀について

5 断面方向の横断について

6 床堀計算図及び数量計算について

7 治山構造物の掘削法勾配

8 治山構造物の埋戻し

9 山地治山岩石工で火薬使用可能な場合の歩掛の適用

10 機械施工地の掘削面仕上げ

11 土石の単位体積質量について

12 治山ダム工、土留工、護岸工の埋戻しについて

2. 土工

1 バックホウ規格の選定

2 転石破碎

3 バックホウの作業効率について

4 岩盤清掃歩掛の適用について

5 掘削余堀について

6 断面方向の横断について

7 床堀計算図及び数量計算について

8 治山構造物の掘削法勾配

9 治山構造物の埋戻し

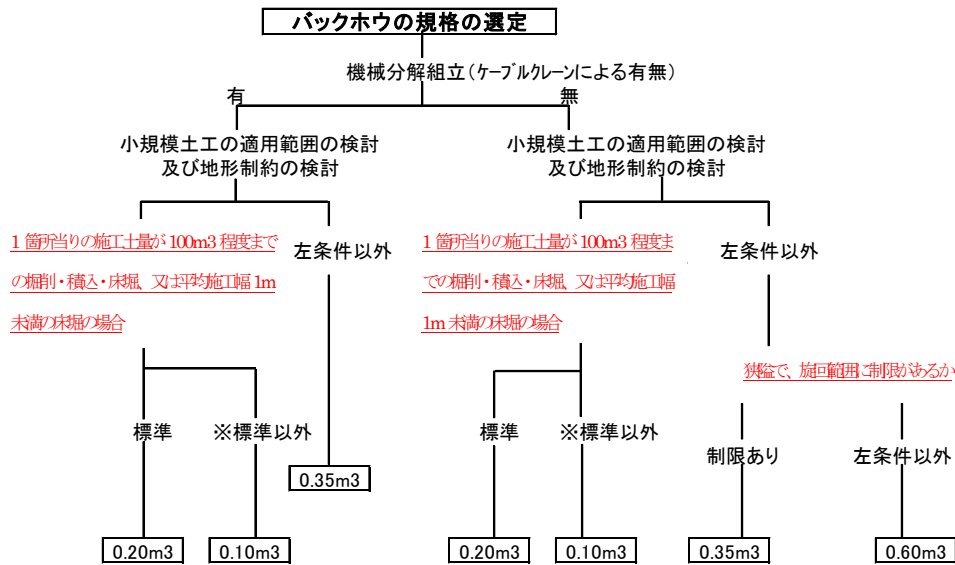
10 山地治山岩石工で火薬使用可能な場合の歩掛の適用

11 機械施工地の掘削面仕上げ

12 土石の単位体積質量について

13 治山ダム工、土留工、護岸工の埋戻しについて

1 バックホウ規格の選定

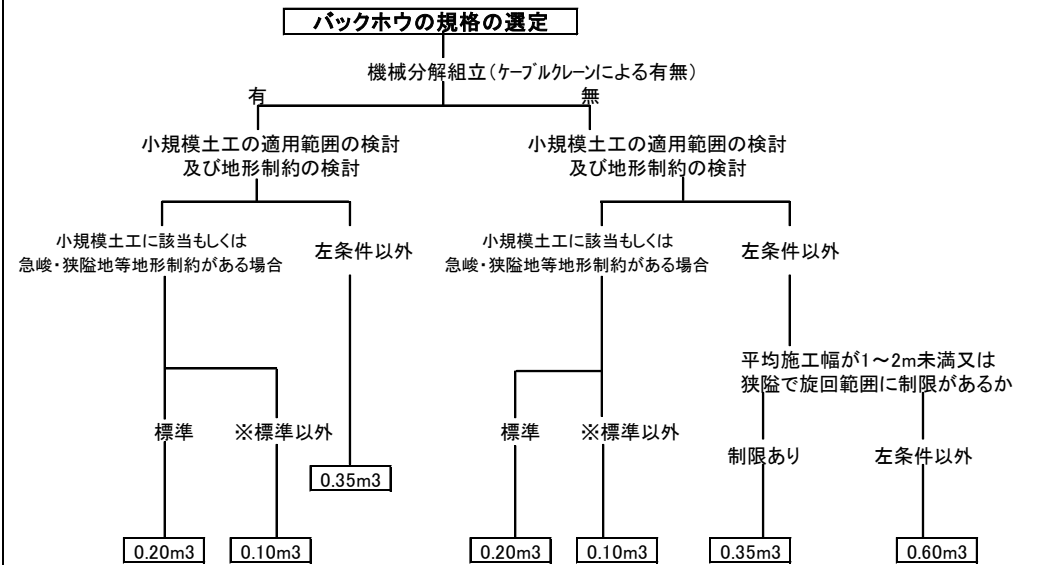


(略)

2～12 (略)

3～10 (略)

1 バックホウ規格の選定



(略)

2～12 (略)

3～10 (略)

林 道 事 業

- 1 林 道 規 程
- 2 設計積算の留意事項
- 3 間 接 工 事 費
- 4 土 工
- 5 コンクリートブロック積工
- 6 コンクリート工
- 7 擁 壁 工
- 8 足 場 工
- 9 かご工・かご枠工
- 10 交 通 安 全 施 設
- 11 溝 渠 工
- 12 舗 装 工 ・ 路 面 工
- 13 災 害

林 道 事 業

- 1 林 道 規 程
- 2 設計積算の留意事項
- 3 間 接 工 事 費
- 4 土 工
- 5 コンクリートブロック積工
- 6 コンクリート工
- 7 擁 壁 工
- 8 足 場 工
- 9 かご工・かご枠工
- 10 防 護 施 設 工
- 11 溝 渠 工
- 12 そ の 他
- 13 舗 装 工

1 林道規定

(1) 設計速度

基幹道・管理道（連絡線形）・峰越林道については、30 km/hを原則とするが、やむを得ない場合は交通安全施設を設置して20 km/hとすることができる。

また、林業専用道については、15 km/hとする。

(2) ~ (4) (略)

2 設計積算の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 木材利用の推進

① 法面保護工、仮設工などの木材、木製品の活用を積極的に進める。

山留工においてコンクリートブロック積工を計画する場合、ブロック積工の代わりに木製構造物（丸太土留工等）を積極的に計画する。仮設用編柵工を計画する場合についても丸太柵工を積極的に計画する。

登山口や史跡散策口など、入り込みの多い歩道と交差する箇所には、木製側溝蓋の設置等の計画・検討を行う。

図 (略)

② 仮設用編柵については、平成12年7月16日付けで通知しているところですが、木材の利用拡大や根株等の自然還元利用の観点から、現地へ残すことを前提にするものについては丸太柵工を使用し、撤去しなければならないものはポリネットシートを使用するなど現場状況を考慮し、設置・撤去歩掛により積算するものとする。

1 林道規定

(1) 設計速度

基幹道・管理道（連絡線形）・峰越林道については、30 km/hを原則とするが、やむを得ない場合は交通安全施設を設置して20 km/hとすることができる。

(2) ~ (4) (略)

2 設計積算の留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 木材利用の推進

① 法面保護工、仮設工などの木材、木製品の活用を積極的に進める。

山留工においてコンクリートブロック積工を計画する場合、ブロック積工の代わりに木製構造物（丸太土留工等）を積極的に計画する。仮設用編柵工を計画する場合についても丸太柵工を積極的に計画する。

登山口や史跡散策口など、入り込みの多い歩道と交差する箇所には、木製側溝蓋の設置等の計画・検討を行う。

図 (略)

(新設)

(4) 法面保護工計画・設計について

- ① 「高知県林道法面保護工設計指針」(平成 25 年 4 月 1 日)を適用する。
- ② 植生工の発芽状況、生育判定の確認については、「森林土木工事における植生工の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 28 日付け 30 高治林第 1683 号)により報告すること。

(5) 林道事業標準工期

(略)

3 (略)

4 土工

(1) 土作業の取り扱い

①機種を選定

機 種	ブルドーザ	バックホウ	ダンプトラック
適用基準 土量10,000m ³ 未満	11t・15t	0.60m ³	10t
土量10,000m ³ 以上	21t		
土量50,000m ³ 未満			

②～⑥ (略)

(新設)

(4) 林道事業標準工期

(略)

3 (略)

4 土工

(1) 土作業の取り扱い

①機種を選定

機 種	車道幅員		
	3.0m未満	3.0m以上で施工 土量10,000m ³ 以下	3.0m以上で施工 土量10,000m ³ 以上
ブルドーザ	11t	15t	21t
バックホウ	0.35m ³	0.60m ³	0.60m ³
ダンプトラック	4t	10t	10t
トラクタショベル	山積 1.3m ³	山積 1.8m ³	山積 1.8m ³

②～⑥ (略)

⑦設計積算

図 (略)

(設計の説明)

【盛土】

- BT 1 : $4.00 \leq W$ 路体をブルドーザ (11t 級 or 15t 級) による敷均し締固め。
BT 2 : $2.50 \leq W \leq 4.00$ 路体をブルドーザ 3t 級 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BT 3 : $W < 2.50$ 路体を人力盛土 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BS 1 : $4.00 \leq W$ 路床をブルドーザ (11t 級 or 15t 級) による敷均し締固め。
BS 2 : $2.50 \leq W \leq 4.00$ 路床をブルドーザ 3t 級 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BS 3 : $W < 2.50$ 路床を人力盛土 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BT : 補強土壁工の盛土等。流用は行うが、敷均し・締固め費用は計上しない。

【埋戻】【切土】 (略)

⑧～⑪ (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 切取勾配

- 土砂の切取勾配は、土砂の層厚や切取高さに係わらず 8 分を標準とする。
- 岩の切取勾配は、3 分を標準とする。
- * 現地の自然条件、切土高、法面保護工の種類、施工性、既往の実績等を勘案して増減することができる。

・林業専用道については、「高知県林業専用道作設指針」による。

(6) (略)

⑦設計積算

図 (略)

(設計の説明)

【盛土】

- BT 1 : $4.00 \leq W$ 路体をブルドーザ (11t 級 or 15t 級) による敷均し締固め。
BT 2 : $1.00 \leq W \leq 4.00$ 路体をブルドーザ 3t 級 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BT 3 : $W < 2.50$ 路体を人力盛土 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BS 1 : $4.00 \leq W$ 路床をブルドーザ (11t 級 or 15t 級) による敷均し締固め。
BS 2 : $1.00 \leq W \leq 4.00$ 路床をブルドーザ 3t 級 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BS 3 : $W < 2.50$ 路床を人力盛土 + 振動ローラによる敷均し締固め。
BT : 補強土壁工の盛土等。流用は行うが、敷均し・締固め費用は計上しない。

【埋戻】【切土】 (略)

⑧～⑪ (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) 切取勾配

- 土砂の切取勾配は、土砂の層厚や切取高さに係わらず 6 分 ~ 8 分を標準とする。
- 岩の切取勾配は、3 分を標準とする。
- * 現地の自然条件、切土高、法面保護工の種類、施工性、既往の実績等を勘案して増減することができる。

(6) (略)

(7) 舗装の土工作業について

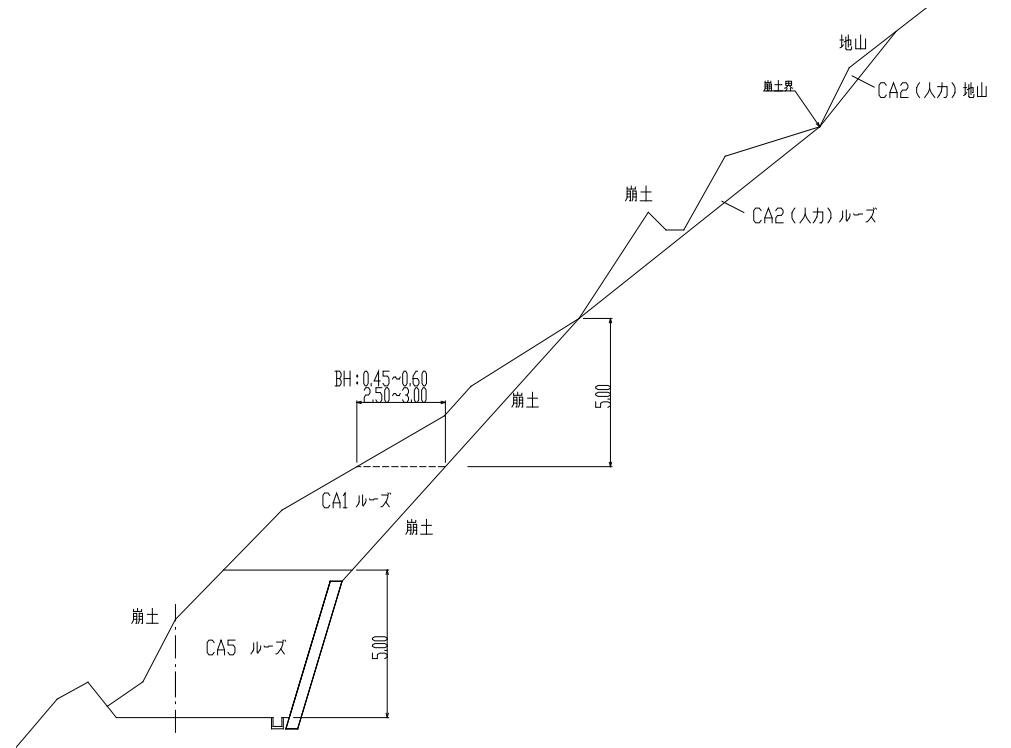
1 (略)

(削る。)

(7) 舗装・災害復旧事業の土工作業について

1 (略)

2. 災害復旧事業



5～9 (略)

10 交通安全施設

(1) ガードレール

図 (略)

(2) 反射鏡

反射鏡の寸法については、 $\phi 800\text{mm}$ を標準とする。

また、反射鏡の基礎については、道路反射鏡設置指針によるが、林道の場合は森林内を通過していることから風の影響が少ないと予想されるため、同指針 74 ページの付表を参考にして、経済的なものとする。

道路反射鏡設置指針 抜粋 (74頁)

付表 4-1 (b) 道路反射鏡の基礎 (設計風速20m/sec)

鏡 面 数	種類	根入れ長さ (cm)						
		基礎幅30cm		基礎幅40cm		基礎幅50cm		
一 面	丸 型	$\phi 600$	60	50	40	30	二	二
		$\phi 800$	70	50	60	50	50	40
		$\phi 1,000$	90	70	70	50	60	50
	角 型	$\square 450 \times 600$	60	50	40	30	二	二
$\square 600 \times 800$		70	50	60	50	50	40	
二 面	丸 型	$\phi 600$	70	50	60	50	50	40
		$\phi 800$	90	70	70	50	60	50
		$\phi 1,000$	110	80	100	70	80	60
	角 型	$\square 450 \times 600$	70	50	60	50	50	40
$\square 600 \times 800$		90	70	70	50	60	50	

- (注) 1) 根入れの長さの左欄は、舗装されていない箇所に基礎を設置する場合に適用し、右欄は舗装されている箇所に基礎を設置する場合に適用する。
 2) 本表の適用にあたっては、設置箇所における風の影響の程度を十分検討するものとする。

5～9 (略)

10 防護施設工

(新設)

図 (略)

(新設)

1 1 溝渠工

(1) 側溝

側溝の設計は、雨水等の流出量による断面の算定及び断面に対する構造上の設計計算は行わない。

- ① 舗装道以外の路線についてはU型側溝とする。
- ② 舗装を実施する路線については、L型側溝とする。
- ③ 寸法・規格等については、(3) 林道用側溝標準構造図のとおりとする。

(2) 横断溝

横断溝の断面は、雨水等の流出量による断面の算定は行わない。

- ① 路面水及び側溝水等の排除を兼ねる横断溝の断面は、30cm×30cmとする。
- ② 路面水を側溝へ排除する横断溝の断面は、30cm×24cmとする。
- ③ 寸法・規格等については、(4) 横断排水溝標準構造図のとおりとする。

(3) 林道用側溝標準構造図

図 (略)

(4) 横断排水溝標準構造図

図 (略)

1 1 溝渠工

(新設)

(新設)

(1) 林道用側溝標準構造図

図 (略)

(2) 横断排水溝標準構造図

図 (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(3) KCU・KCL側溝設置歩掛について

KCU・KCL側溝の設置歩掛は下記のとおりとする。

(10m当たり)

形式	規格		世話役	特殊 作業員	普通 作業員	計	トラッククレーン 賃料(日)	諸雑費 率(%)	備考
	1個当たり長さ (mm)	重量 (kg/個)							
KCU	500~2000	66~262	0.10	0.10	0.50	0.70	0.20	5	トラッククレーン
KCL	500~2000	48.5~194	0.10	0.10	0.50	0.70	0.10	5	油圧式4.8~4.9t吊

備考 1.歩掛は運搬距離 30m 程度を含む標準的な据付作業であり、床堀、基礎は含まない。
2.諸雑費はコンクリートカッター運転、目地モルタル、敷モルタル、側溝損失分の費用、タンバ運転及び、コンクリートカッターブレードの損耗費であり、労務費、トラッククレーン賃料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
3.敷砂利は別途必要量を計上する。

1 2 その他

(1) 取壊し歩掛の低減

構造物の取壊しでコンクリート殻の径 30cm 程度に破碎しない場合は、標準歩掛を低減する。

コンクリート 50%掛

ブロック 30%掛

(2) 仮設用編柵 (ポリネットシート) について

仮設用編柵については、平成 12 年 7 月 16 日付けで通知しているところですが、木材の利用拡大や根株等の自然還元利用の観点から、現地へ残すことを前提にするものについては丸太柵工を使用し、撤去しなければならないもの場合はポリネットシートを使用することとし、設置・撤去歩掛により積算するものとする。

(削る。)

(3) 反射鏡の基礎について

反射鏡の基礎については、道路反射鏡設置指針によるが、林道の場合は森林内を通過していることから風の影響が少ないと予想されるため、同指針 74 ページの付表を参考にして、経済的なものとする。

道路反射鏡設置指針 抜粋 (74頁)

付表 4-1 (b) 道路反射鏡の基礎 (設計風速20m/sec)

鏡面数	種類	根入れ長さ (cm)						
		基礎幅30cm		基礎幅40cm		基礎幅50cm		
一 面	丸型	φ 600	60	50	40	30	—	—
		φ 800	70	50	60	50	50	40
		φ 1,000	90	70	70	50	60	50
	角型	□ 450×600	60	50	40	30	—	—
		□ 600×800	70	50	60	50	50	40
二 面	丸型	φ 600	70	50	60	50	50	40
		φ 800	90	70	70	50	60	50
		φ 1,000	110	80	100	70	80	60
	角型	□ 450×600	70	50	60	50	50	40
		□ 600×800	90	70	70	50	60	50

- (注) 1) 根入れの長さの左欄は、舗装されていない箇所に基礎を設置する場合に適用し、右欄は舗装されている箇所に基礎を設置する場合に適用する。
2) 本表の適用にあたっては、設置箇所における風の影響の程度を十分検討するものとする。

(削る。)

(4) 法面保護工計画・設計について

「高知県林道法面保護工設計指針」(平成19年4月)を適用する。
植生工の発芽状況、生育判定の確認については、「森林土木工事における植生工の取扱いについて」(平成20年1月31日付け19高治林第882号)により報告すること。

1.2 舗装工・路面工

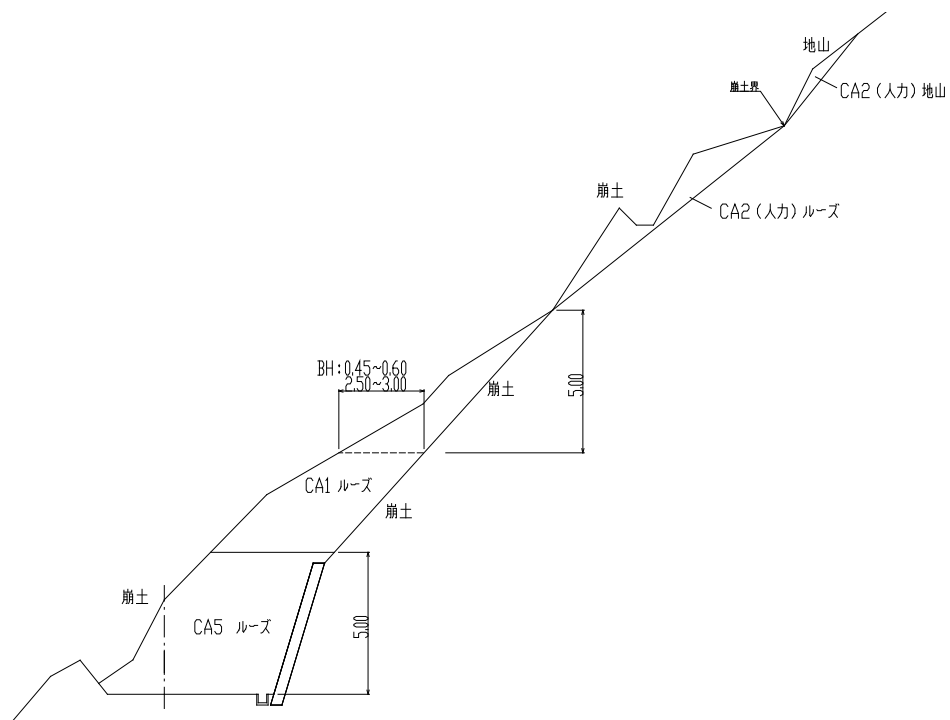
1・2 (略)

3. 路面工

- ・再生砕石 (RC40) 又は現地発生材を活用し十分な締固めを行うこと。

1.3 災害

(1) 土工作业について



※CA2 (人力掘削) 土量が多い場合は、高所斜面掘削機による掘削も検討すること。

※舗装道の場合は、逸散率は0%とすること。

1.3 舗装工

(略)

(新設)

(新設)

(2) 水替工について

水替えの必要な箇所において、査定設計書では災害手帳に基づき、直接工事費（仮設工を除いた金額）により計上する。

(新設)

(3) KCU・KCL側溝設置歩掛について

設置歩掛は、施工パッケージを適用する。

(新設)